新たな刑事司法制度を構築するための法整備

— 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案 —

法務委員会調査室 藤乗 一道

1. はじめに

第190回国会の平成28年5月24日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第42号)(以下「本法律案」という。)が、衆議院本会議において可決され、成立した」。

これまでの取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判からの脱却という刑事司法制度改革の具体策として、検察・警察においては、裁判員制度対象事件などについて、取調べの録音・録画制度が創設されるほか、検察官が、弁護人の同意を条件に、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が他人の犯罪事実を明らかにするための供述等をし、検察官が不起訴や特定の求刑等をする旨の合意をすることができるようにする合意制度の導入や、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(以下「通信傍受法」という。)における対象犯罪の拡大等が行われることとなり、時代に即した新たな刑事司法制度への第一歩が踏み出されたことになる。

本稿では、本法律案提出の背景・経緯、衆議院における修正の概要及び参議院における主要な論議を紹介することとしたい。

2. 法律案提出の背景

(1) 検察における裁判員制度対象事件に係る取調べの録音・録画の試行の開始

刑事裁判において、自白の任意性の有無が争点となった場合、従来、裁判官は様々な手段を用いて心証が取れるまで証拠調べを行っていたため、その判断に相当の時間を要し、 審理が長期化する傾向が指摘されていた。

広く一般の国民が刑事訴訟手続に参加する裁判員制度が平成21年5月21日から施行されることとなったため、裁判が迅速に、かつ、分かりやすく行われることが必要とされていた。

1 本法律案は、第189回国会、平成27年5月19日の衆議院本会議において趣旨説明・質疑が行われた後、法務委員会では、同月26日に提案理由説明聴取が行われ、8月5日までの約2か月間、対政府質疑13回、参考人質疑5回を行ったほか、6月に視察を2回行った。その後、8月5日、盛山正仁君外3名から自民、民主、維新及び公明の共同提案による修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑を行い、討論の後、多数をもって修正議決すべきものと決定され、8月7日の本会議において多数をもって修正議決された。参議院では、8月21日の本会議において趣旨説明・質疑が行われ、9月10日の法務委員会において趣旨説明を聴取した後、9月25日の本会議において継続審査を決定した。その後、平成28年の第190回国会において、4月14日以降、対政府質疑6回、参考人質疑3回を行ったほか、4月に視察を2回行った。5月19日、採決により質疑を終局し、討論の後、多数をもって可決すべきものと決定され、翌20日、本会議において多数をもって可決された。本法律案は、再び衆議院に送付され、同20日、法務委員会で質疑、討論の後、可決すべきものと決定され、5月24日の本会議において可決、成立し、6月3日に公布された(平成28年法律第54号)。

最高検察庁は、裁判員裁判における自白の任意性の効果的かつ効率的な立証方策を検証するため、平成18年8月から、殺人、強盗致死等の裁判員制度対象事件の中から自白の任意性を立証するために必要と検察官が判断した場合に、部分的に取調状況の録音・録画を行うこととし、まず、東京地方検察庁において試行を開始した。その後、実施庁を拡大しつつ平成19年12月末までに170件実施し、平成20年3月、この170件についての検証結果「取調べの録音・録画の試行の検証について」を公表した。また、同月、4月1日以降送致を受けた裁判員制度対象事件については、原則として、録音・録画を実施するとした「取調べの録音・録画の本格試行指針」(以下「本格試行指針」という。)を発表した。

さらに、平成21年2月、この本格試行指針に基づき実施した録音・録画を中心にこれまでの試行の結果を検証するとともに、裁判員裁判の下における録音・録画の在り方について考察した「取調べの録音・録画の試行についての検証結果」を公表した。この報告の中では、同年4月1日以降、裁判員制度対象事件に関しては、原則として、取調べの機能を損なわない範囲内で相当と認められる部分の録音・録画を実施するとしていた。

(2) えん罪事件の発覚と警察捜査における取調べの録音・録画の試行の開始

富山県氷見市において平成14年に発生し既に実刑判決が確定していた2件の強姦等事件に関し、平成19年1月に別の真犯人が存在することが明らになった「氷見事件」²、鹿児島地方裁判所が公職選挙法違反事件に関し被告人全員を無罪とする判決を平成19年2月23日に言い渡した「志布志事件」³についてのえん罪問題が明らかとなり、警察、検察、裁判所に対する様々な問題点が指摘されることとなった。特に、裁判員制度の実施を直近に控え、裁判手続の一層の簡易化・迅速化の推進策、更なるえん罪防止策が強く要望されるようになり、その具体的方策として、取調べの録音・録画が注目されることとなった⁴。

このような氷見事件や志布志事件などのえん罪事件を契機として、警察捜査に対して国 民から厳しい批判が続いたため、警察捜査における取調べの一層の適正化を図るため、平 成19年11月1日の国家公安委員会において、「警察捜査における取調べの適正化につい

² 氷見事件: A氏は、平成14年1月14日、富山県氷見市内で発生した強姦事件、及び同年3月13日、同市内で発生した強姦未遂事件について、逮捕・起訴され、同年12月12日に懲役3年の実刑判決が確定した。A氏は平成17年1月に釈放されるまで服役し、同年7月19日に同刑の執行が終了した。その後、平成19年1月、両事件の被疑者としてBが逮捕・起訴されたことから、同年2月、富山地方検察庁高岡支部はA氏について再審を請求し、同年10月10日、富山地方裁判所高岡支部において無罪判決が言い渡され、確定した。

³ 志布志事件:平成15年4月13日施行の鹿児島県議会議員選挙に関し、同県曽於郡区から立候補して初当選した甲氏及びその妻ら計15名が公職選挙法違反(買収)で逮捕され、同年10月までに逮捕被疑者15名のうち12名と、在宅被疑者1名の計13名(うち1名は公判中に死亡したため、公訴棄却により公判が終了)が現金買収で起訴された。本件では平成15年7月3日の第1回公判から判決に至るまで計54回にわたり公判が開かれ、公判中、結局、被告人全員が起訴事実を否認する状況となり、平成19年2月23日の第54回公判において被告人12名全員を無罪とする判決が言い渡され、控訴されることなく同年3月10日に無罪が確定した。

⁴ 平成19年5月には、国連拷問禁止委員会から、取調べのビデオによる記録、取調べへの弁護人の立会い等の 措置によって組織的に監視されることの必要性が指摘されていた。

て」が決定された。

警察庁においては、この国家公安委員会決定を受け、取調べの適正化に向け警察庁及び都道府県警察が当面取り組む施策を「警察捜査における取調べ適正化指針」(以下「適正化指針」という。)として取りまとめ、平成20年1月24日、国家公安委員会において了承された。適正化指針は、①取調べに対する監督の強化、②取調べ時間の管理の厳格化、③その他適正な取調べを担保するための措置(全取調べ室へののぞき窓の設置等)、④捜査に携わる者の意識向上の四つの柱で構成されていた。

さらに、警察庁は、裁判員裁判における自白の任意性の効果的かつ効率的な立証に資する観点から、平成20年度中に警察における取調べの一部録音・録画の試行を開始する方針を示した(平成20年4月3日国家公安委員会了承)。

試行は、同年9月から警視庁、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察及び大阪府警察 において先行的に開始され、平成21年4月からは試行範囲が全国に拡大された。

その後、平成21年には、「足利事件」。についてのえん罪問題が明らかになり、取調べの 全過程の録音・録画の実施の必要性が強く指摘されるようになった。

(3) 取調べの録音・録画に関する調査検討の開始

法務省は、取調べの可視化を実現するとの方針の下、平成21年10月、省内に政務三役を中心とする「取調べの可視化に関する省内勉強会」及び法務副大臣を座長とするワーキンググループを設け、被疑者取調べの可視化の在り方について、国内外における調査、検討が開始された。

また、警察庁においては、平成22年2月、国家公安委員会委員長が主催する「捜査手法、 取調べの高度化を図るための研究会」が設置され、新たな捜査手法や取調べ技術の高度化 についての調査・検討が開始された。

⁵ 最高検察庁も、平成19年8月に氷見事件及び志布志事件を受けて、「いわゆる氷見事件及び志布志事件における捜査・公判活動等の問題点等について」(以下「報告書」という。)を公表した。報告書では、問題点として、自白に頼りすぎた捜査手法、身柄拘束期間の長期化等を指摘し、再発防止策として、自白と消極証拠を含めた証拠の慎重な吟味、身柄拘束期間の適正化等を挙げている。

⁶ 足利事件:本件は、平成2年に栃木県足利市内で発生した幼女誘拐殺人死体遺棄事件である。同年5月12日午後6時30分頃、Xちゃん(当時4歳)が足利市内のパチンコ店付近で行方不明となり、翌13日午前10時20分頃、同市内の渡良瀬川左岸河川敷において、遺体で発見された。栃木県警察は、足利警察署に捜査本部を設置して鋭意捜査したところ、容疑者の一人としてA氏を把握した。同氏に対する身辺捜査を行った結果、遺体発見現場付近で押収したXちゃんの半袖下着に付着していた体液のDNA型や血液型が同氏のものと一致するなどの証拠を得たことから、平成3年12月1日、同氏を足利警察署に任意同行の上取調べを行い、自白を得て、翌2日、同氏を殺人、死体遺棄罪で通常逮捕した。その後、A氏は起訴され、平成5年7月に宇都宮地方裁判所において無期懲役判決が言い渡された。平成8年5月に東京高等裁判所において控訴が棄却され、平成12年7月に最高裁判所において上告が棄却され、わいせつ誘拐、殺人、死体遺棄の罪で無期懲役判決が確定した。平成14年12月、宇都宮地方裁判所に対して再審請求がなされ、平成20年2月に同請求は棄却されたが、平成21年5月、東京高等裁判所における即時抗告審において遺留体液の付着した被害者の半袖下着から抽出されたDNA型とA氏のDNA型が不一致であるとの鑑定書が提出され、これを受けて同年6月、A氏の刑の執行が停止、釈放され、翌平成22年3月、再審公判において無罪判決が言い渡された。

(4) 大阪地検特捜部の不祥事発生から法制審議会への諮問までの経緯

法務省において取調べの可視化についての調査・検討が行われる中、平成22年9月に村木厚子元厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に対する虚偽有印公文書作成事件(以下「厚生労働省元局長無罪事件」「という。)の無罪判決が出された。当該事件は、元大阪地検特捜部主任検事による証拠隠滅並びに上司であった元大阪地検特捜部長及び元同副部長による犯人隠避という刑事司法の根幹を揺るがす事件に発展し、社会に大きな衝撃を与えた。

その後、大阪地検特捜部における事件の捜査と並行して、最高検察庁は、厚生労働省元局長無罪事件の捜査・公判の全容について検証を行い、同年12月24日、厚生労働省元局長無罪事件における逮捕・起訴の判断等に問題があったと認めた「いわゆる厚労省元局長無罪事件における捜査・公判活動の問題点等について」を公表した。

一方、同年10月、法務大臣は、前代未聞の検察不祥事を受けて国会等から第三者機関による検証を求める声が高まっていること等から、外部の有識者から成る「検察の在り方検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置した。検討会議は、同年11月10日に第1回会合を開き、検察に対する信頼回復を図るべく、幅広い観点から検察の在り方について議論を行った結果、平成23年3月31日、「検察の再生に向けて」と題する提言を取りまとめ、法務大臣に提出した。

同提言では、被疑者の取調べの録音・録画については、検察の運用及び法制度整備を通じて、今後、より一層その範囲を拡大すべきであるとされていた。他方で、今般の一連の事態の原因について考えてみると、検察において、我が国の刑事司法制度特有の構造をも背景として、取調べ及び供述調書を偏重する風潮があった点に本質的・根源的な問題があるとの指摘がなされ、今後、国民の安全・安心を守りつつ、えん罪を生まない捜査・公判を行っていくためには、追及的な取調べによらずに供述や客観的証拠を収集できる仕組みを整備し、取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方から脱却する必要があるとされた。そして、そのような見直しを進め、制度としての取調べの可視化を含む新た

⁷ 厚生労働省元局長無罪事件:本件は、自称福祉事業支援組織「凛の会」関係者らが心身障害者団体を装って 低料第三種郵便制度の適用を受け、広告主を募った上、同制度を悪用し、安価な郵便料金でいわゆるダイレ クトメールを発送する業務を行って郵便料金を不正に免脱していたところ、「凛の会」が同制度の適用を受 けるに当たり、同会が心身障害者団体としての実体がなく、その発行する定期刊行物「凛」が心身障害者の 福祉の増進を図ることを目的とせず、郵便料金を不正に免れることを目的としたものであるにもかかわらず、 平成16年5月28日付け厚労省社会・援護局障害保健福祉部企画課長名義で、「凛の会」宛に「上記団体が国 内郵便約款料金表に規定する心身障害者団体であり、当該団体の発行する『凛』は心身障害者の福祉の増進 を図ることを目的としているものであると認めます。」旨記載され、公印の押なつされた公的証明書(以下 「本件公的証明書」という。)が作成され、同年6月10日頃、東京都内の郵便局窓口に提出されたという事 案であった。大阪地検特捜部は、捜査の結果、同月上旬頃、厚労省社会・援護局障害保健福祉部企画課長で あった村木氏(本件捜査当時は厚労省雇用均等・児童家庭局長)が同部社会参加係長Cに対して指示をして 本件公的証明書を作成させた上、これを「凛の会」関係者に交付したものとして、平成21年7月4日、村木 氏らを虚偽有印公文書作成・同行使により起訴(公判請求)したが、村木氏は、Cらとの共謀の事実等を否 定して無罪を主張し、大阪地方裁判所は、平成22年9月10日、村木氏に対し、無罪の判決を言い渡した。こ れに対し、大阪地検は、同月21日、控訴を断念した。また、本件に関し、大阪地検の主任検察官が本件の重 要な証拠物であるフロッピーディスクのデータを改ざんした上、その事実を知った大阪地検特捜部長及び特 捜部副部長がこれを隠蔽したという、まさに前代未聞の事実が判明し、最高検察庁において、主任検察官を 証拠隠滅罪により、特捜部長及び特捜部副部長を犯人隠避罪により、それぞれ逮捕したという事案であった。 な刑事司法制度を構築するため、直ちに、国民の声と関係機関を含む専門家の知見とを反映しつつ、十分な検討を行う場を設け、検討を開始するよう求められていた。

この提言を受け、法務大臣は、同年4月8日、「検察の再生に向けての取組」を公表し、現在の刑事司法制度が抱える問題点に加えて、取調べの録音・録画の拡大と法制化に伴う問題点に正面から取り組み、多岐にわたる諸課題を検討して新たな刑事司法制度を構築していくため、法制審議会に対し所要の諮問を発する準備を開始する旨を明らかにした。また、同日、法務大臣は、検事総長に対し、検察改革のための検討・取組を行うよう検察庁法第14条本文に基づく指揮を行った。

その後、同年8月8日、法務省は「取調べの可視化に関する省内勉強会」における調査・検討結果である「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」及びそれを踏まえた被疑者取調べの可視化の実現に向けた取組等を公表した。この取りまとめを踏まえて、同日、法務大臣は、検事総長に対し、検察が試行している裁判員制度対象事件における取調べの録音・録画について、原則として全事件で行うことや、裁判員制度対象事件以外の事件で被疑者が否認しているものについても対象とすることなどを内容とする「取調べの録音・録画に関する取組方針」を手交し、録音・録画の試行の着実な実施及び録音・録画の拡大を行うよう検察庁法第14条本文に基づく指揮を行った。。

なお、平成24年2月23日には、警察庁の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究 会最終報告」が公表された。

3. 法律案提出の経緯

(1) 法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」における検討と法務大臣への答申

平成23年5月18日、法務大臣から法制審議会に対し、「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に

⁸ 検察、警察で現在行われている取調べの録音・録画は以下のとおり。第189回国会衆議院法務委員会議録第 18号8~9頁(平27.5.27)

[○]林法務省刑事局長 検察当局におきましては、まず、今回の取り調べの録音、録画制度の対象となっております裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件、またそれ以外にも、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者に係る事件、また、精神の障害等により責任能力の減退、喪失が疑われる被疑者に係る事件、こういった4類型の事件について、まず、被疑者の取り調べの録音、録画を実施しております。また、平成26年10月1日からは、公判請求が見込まれる身柄事件であって、事案の内容や証拠関係等に照らし、被疑者の供述が立証上重要であるもの、証拠関係や供述状況に照らし、被疑者の取り調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど、被疑者の取り調べを録音、録画することが必要であると考えられる事件、これにつきましては、罪名を問わず、録音、録画の試行の対象としております。さらに、最後に、参考人取り調べにつきましても、公判請求が見込まれる事件であって、被害者、参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなどの事情により、被害者、参考人の取り調べを録音、録画することが必要であると考えられる事件について試行を開始しております。

[○]三浦警察庁刑事局長 警察におきましては、警察庁におきまして「取調べの録音・録画の試行指針」を策定いたしまして、平成21年4月から、これに基づいて、全国で裁判員制度対象事件に係る取り調べの録音、録画の試行を実施しているところであります。また、これに加えまして、裁判員裁判対象事件以外の事件でありましても、裁判員裁判で併合審理される見込みのある事件や、知的障害を有する被疑者であってコミュニケーション能力に問題がある者等の取り調べについても録音、録画の試行の対象としているところでございます。

依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により 記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承 りたい。」との諮問第92号が発せられ、刑事司法制度全般にわたる議論が開始された。

法制審議会においては、まず部会で検討が行われることとなり、新時代の刑事司法制度特別部会(部会長:本田勝彦日本たばこ産業株式会社顧問)(以下「特別部会」という。)が設置された。特別部会には、刑事司法に携わる実務家・専門家だけでなく、一般有識者も構成員として加わり、平成23年6月から平成26年7月まで、合計30回にわたって会議が行われた。特別部会においては、関係機関等の視察のほか、警察官・検察官・弁護士・犯罪被害者遺族・無罪確定者からのヒアリングなどを行い、刑事司法制度の現状についての認識の共有に努めつつ、論点整理を行いながら、議論を進め、平成25年1月29日の第19回会議において、その後の検討指針や具体的な検討事項を中間的に取りまとめた「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定した。そして、基本構想が策定された際、具体的な制度の策定に向けた検討を効率的に進め、たたき台としての具体的な制度案を作成する場として、特別部会の下に二つの作業部会(第1作業部会及び第2作業部会)が設置され、各検討事項に関する専門的・技術的な検討を経た上(各作業部会の会議は合計10回ずつ行われた)、平成26年2月14日の特別部会の第23回会議において、「作業部会における検討結果(制度設計に関するたたき台)」(以下「たたき台」という。)を報告した。

同年4月30日の特別部会第26回会議以降、たたき台及びそれまでの審議を踏まえて事務当局が作成した事務当局試案に基づいて、具体的な制度の内容について議論が重ねられ、同年7月9日の特別部会第30回会議において、法整備についての「要綱(骨子)」を含む「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果(案)」が全会一致で取りまとめられた。同案は、同年9月18日、法制審議会の総会において採択され、法務大臣に答申された。

なお、平成25年12月10日に「『世界一安全な日本』創造戦略」が閣議決定され、「世界 一安全な日本」創造のための治安基盤の強化として、証拠収集方法の拡充等を図ることと された。

(2) 法律案の国会提出

政府は、法制審議会の答申を基に立案作業を進め、平成27年3月13日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、衆議院に提出した(図表参照)。

4. 衆議院における修正の概要

平成27年8月5日、盛山正仁君外3名から自民、民主、維新及び公明の共同提案による

[®] 証拠収集方法の拡充については、「法制審議会からの答申を受け、供述証拠収集手段の適正化・多様化、通信傍受の合理化・効率化等の客観的証拠収集手段の拡充、より充実した公判審理を実現するための諸方策等に係る法整備を行う(略)」とされ、時代に即した新たな捜査手法の導入に係る法整備も含まれていた。

図表 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の概要

1 取調べの録音・録画制度の導入

(1) 取調べの録音・録画をした記録媒体の取調べ請求義務

逮捕・勾留中に行われた被疑者取調べ又はいわゆる弁解録取手続の際に作成された 供述調書等の任意性が公判において争われたときは、検察官は、原則として、その被 疑者取調べ等を録音・録画した記録媒体の証拠調べを請求しなければならない。

(2) 取調べの録音・録画義務

検察官、検察事務官又は司法警察職員が、逮捕又は勾留されている被疑者の取調べ等を行うときは、一定の例外事由に該当する場合を除き、その全過程を録音・録画しておかなければならない。

(3) 対象事件

裁判員制度対象事件及びいわゆる検察官独自捜査事件である。

2 合意制度等の導入

(1) 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入

犯罪事実 の解明・ 適正な処 罰 検察官が、弁護人の同意を条件に、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が他人の犯罪事実を明らかにするための供述等をし、検察官が不起訴や特定の求刑等をする旨の合意をすることができるようにする。対象事件は一定の財政経済事件及び薬物銃器事件とする。

(2) 刑事免責制度の導入

裁判所の決定により、免責を与える条件の下で、証人にとって不利益な事項についても証言を義務付けることができるようにする。

3 通信傍受の合理化・効率化

(1) 犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大

現行法上、薬物銃器犯罪等に限定されている対象犯罪に、現行法が規定する傍受の要件に加えて、一定の組織要件(あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われると疑うに足りる状況)があることを要件とした上で、殺人、略取・誘拐、詐欺、窃盗等の罪を追加する。

(2) 暗号技術を活用する新たな傍受の実施方法の導入

暗号技術を活用することにより、傍受の実施の適正を確保しつつ、通信事業者等の立会い・封印を伴うことなく、捜査機関の施設において傍受を実施することができるなどの措置を講ずる。

4 裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化

5 弁護人による援助の充実化

被疑者・ 被告人の 権利利益 の保護

- (1) 被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大
- (2) 弁護人の選任に係る事項の教示の拡充

6 証拠開示制度の拡充

- (1) 証拠の一覧表の交付制度の導入
- (2) 公判前整理手続及び期日間整理手続の請求権の付与
- (3) 証拠開示の対象の拡大

の保護

7 犯罪被害者等及び証人を保護するための措置

- (1) ビデオリンク方式による証人尋問の拡充
- (2) 証人の氏名・住居の開示にかかる措置の導入
- (3) 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入

8 証人不出等の罪等の法定刑の引上げ等

9 自白事件の簡易迅速な処理のための措置

(11-17) VI 75 (18 Veriol 2: サンル)

(出所) 法務省資料を基に作成

修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑を行い、討論の後、多数をもって修正議 決すべきものと決定された。その概要は以下のとおりである。

(1) 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度に関する修正

協議・合意制度について一貫して懸念されていたのは、一定の恩恵を与える旨の検察官の約束により、協力する被疑者又は被告人が当該事件について虚偽供述をし、無実の第三

者を巻き込むおそれがあるのではないか、ということであった。

そこで、政府案においても所要の制度的な手当てをしていた¹⁰が、さらに虚偽供述を防ぐため、衆議院法務委員会では、検察官が合意をするか否かを判断するに当たって考慮すべき事情として、合意に関係する犯罪の関連性の程度を明記することとし、合意のための協議の過程に、弁護人が常時関与することとする修正が行われた。

(2) 通信傍受に関する修正

本法律案では、通信傍受の対象事件の範囲を拡大し、新たな傍受方式を導入することにより、捜査機関の施設において通信事業者が傍受に立ち会わなくても傍受が実施できることとなるため、警察による濫用の懸念が指摘されていた。

そこで、衆議院法務委員会では、傍受された本人に通知すべき事項に、傍受記録を閲覧、 聴取できることや、不服申立てできることを追加することとなったほか、新たに導入する 方式により傍受の実施をしたときは、その旨も国会に報告すべき事項に追加することとす る修正が行われた。

(3)検討条項に関する修正

本法律案の附則第9条では、法律の施行後3年を経過したところで、取調べの録音・録画について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていたが、その方向性が議論になった。

そこで、政府案では、「①取調べの録音・録画等が、被疑者の供述の任意性その他の事項についての的確な立証を担保するものであるとともに、②取調べの適正な実施に資すること、」と並べて、「③取調べの録音・録画等に伴って捜査上の支障その他の弊害が生じる場合があること等」を3つ並列で挙げていたが、「取調べの録音、録画等に伴う支障その他の弊害が生じる場合があること等」について、前の2つの事項を踏まえた上で、最後の3点目に留意しつつ検討を加えることとする修正"が行われた。

[&]quot;この修正について林法務省刑事局長は、「修正案におきましては、両者を分離いたしまして、前者を踏まえて、後者に留意しつつ検討を加えることとされております。その趣旨は、取り調べの録音、録画等の趣旨、目的が前者にあることを明確にした上で、これを踏まえて後者に留意しつつ検討が行われるようにするために両者を分けるところにあると理解しているところでございます。」と述べている。第189回国会衆議院法務委員会議録第35号3頁(平27.8.5)

また、衆議院法務委員会では、再審請求審の証拠開示の制度や保釈の考慮事情についても議論となった。このため、法律案全体の検討(附則第9条第2項)及び法律案に盛り込まれなかった諸制度の検討(附則第9条第3項)を追加する修正が行われた。

5. 参議院における主な論議(論旨)

(1) 取調べの録音・録画制度の導入

ア 例外事由に該当すると判断し録音・録画を行わなかった場合の立証方法について

本法律案では、検察官、検察事務官又は司法警察職員が、対象事件¹²について、逮捕 又は勾留されている被疑者の取調べ等を行うときは、一定の例外事由¹³に該当する場合 を除き、その全過程を録音・録画しておかなければならないこととされているが、捜 査機関が、取調べの録音・録画制度の例外事由に該当すると判断し、録音・録画を行 わなかった場合に、どのように立証するのかが問われた。

これに対し、法務省からは、「捜査機関が本法律案の録音、録画制度の例外事由に当たると判断して録音、録画をしなかった場合、公判で例外事由の存否が問題になったときには裁判所による審査の対象となる。その場合には、捜査機関側の責任でその例外事由が存在したことを立証する必要がある。そのために、捜査機関としては、この例外事由について十分に立証ができるように適切な形で証拠化することとなると考えられる。例えば、法律案の刑事訴訟法第301条の2第4項第2号の、被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるときという例外事由については、1つには、被疑者が録音、録画を拒否する旨あるいは録音、録画の下では十分な供述ができない旨、こういった発言をしている、そういった状況が記録された取調べの録音・録画記録、あるいは、そのような内容が記載された被疑者自らの上申書あるいは供述調書のほかに、この例外事由に該当すると捜査機関側において認めたこと及びその根拠、理由などを記載した捜査報告書、こういったことを適切に証拠化することによって立証していくものとなるものと考えられる。」旨の答弁があった」。

イ 起訴後の勾留中の被告人の余罪取調べにおける録音・録画について

取調べの録音・録画義務が課されていない起訴後の勾留中の被告人の余罪取調べにお

¹² 対象事件は、裁判員制度対象事件及びいわゆる検察官独自捜査事件である。検察官独自捜査事件についての 定義はないが、取調べの録音・録画の実施等について(依命通知)(平成26年6月16日)によると、「検察官 が直接告訴・告発等を受け又は自ら認知して捜査を行う事件(国税局、証券取引等監視委員会、公正取引委 員会等による告発に基づいて捜査を行う事件を含む。)であって、当該事件について検察官が被疑者を逮捕 した事件」を指す。

¹³ 例外事由は、①記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき、②被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき、③当該事件が指定暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき、④②及び③のほか、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるときとされている。

¹⁴ 第190回国会参議院法務委員会会議録第11号25頁(平28.4.28)

いて、自白をする状況に追い込んだ後で、取調べの録音・録画義務対象犯罪の容疑で逮捕し被疑者にしてから取調べの過程を録音・録画し、その録画データを使って公判を有利に進めようとするおそれがあるとの批判に対する法務省の見解が問われた。

これに対し、法務省からは、「被告人の勾留中の取調べについて、義務の対象から外 している理由は、まず通常の被疑者段階での勾留については、法定の勾留の期間内に 被疑者の逃亡、罪証隠滅を防止した状態で捜査機関が必要な捜査を行うための勾留で ある。これに対して起訴後の被告人の勾留は、被告人の公判廷への出頭確保など公判 の遂行を確保するのが目的である。他方で、起訴後の勾留中の被告人に対する余罪の 取調べについては、法律上被告人に取調べの受忍義務というものは課せられていない。 そういった点で、起訴後の勾留中の被告人に対する取調べというものは、法的な性格 からすると在宅の被疑者の取調べという形に近く、そもそも取調べを受けること自体、 これを拒否することができ、実際にも起訴後の勾留中の被告人の余罪取調べ、このこ と自体の任意性が争われるということはほとんどない。そういったことから、今回、 起訴後の勾留中の被告人の余罪取調べというものについては録音、録画の義務の対象 とはしなかった。他方で、起訴後の被告人の取調べを行うということは、通常はそれ までの必要性がある場合に行うわけだが、当然、その取調べで何らかの供述を獲得し ようとしたときに、それを証拠化しなくてはならない。そうすると供述証拠ができる わけだが、その際に録音、録画を仮にしておかないと、結局その取調べで供述証拠が できた場合でも、それを裁判で証拠として請求した場合に、果たして任意性の下でな された供述であるのかということは、引き続き検察官としては立証をしなくてはなら ない。そうすると、その際に、義務になっていないからということで録音、録画をし なかった場合には、実際の供述証拠を証拠請求する際に、一番最近で重要とされてい る、任意性を立証する一番的確な証拠手段であると言われているこの記録媒体という ものが存在しないという状態になる。これは検察官にとっては大きなリスクを背負う ことになり、やはり今後の立証のことを考えて、検察官はその事案に応じて起訴後の 勾留中の被告人の余罪の取調べについても録音、録画を実施していくものと承知して いる。そういった観点で、今回検察においては、罪名を問わず、将来の立証で必要に なると思われるものについては幅広く録音、録画を実施していくという運用方針を既 に定めて行っているわけであるが、そういう取組の中で、立証上重要になる事件にお いては、その運用の中で起訴後の勾留中の被告人の余罪取調べについても必要な録音、 録画を立証責任を負う立場から行っていくものと考えている。」旨の答弁があった「。

ウ 任意同行や別件逮捕についても全面可視化する必要性

本法律案により導入される取調べの録音・録画制度により、その録音・録画記録が実質証拠として取り調べられることとなった場合、その映像を見た者が受ける印象が強いため、慎重に使用する必要がある。このため、えん罪が多く作られるケースである任意同行や別件逮捕の取調べにより、意に反した供述をさせてから録音・録画を実施

¹⁵ 第190回国会参議院法務委員会会議録第9号5頁(平28.4.21)

した場合、最初に自供した場面の映像は撮れていないため、任意性や信用性は疑わざるを得ないこととなる。えん罪を防ぐため、逮捕前の任意同行段階あるいは別件逮捕における被疑者の取調べについても全過程を録音・録画義務の対象とする必要性について問われた。

これに対し、法務省からは、「逮捕前の任意同行した後、被疑者の取調べについても その録音、録画の義務の対象とするかという考え方でいくと、やはりそれを法律の制 度としてその義務の対象範囲を定める以上は、厳密に明確な形で画する必要がある。 捜査の流動性に鑑みると、例えば逮捕することをも想定して任意同行した上で行う取 調べであっても、実際に逮捕するかどうか、これは取調べで得られた供述やその裏付 け捜査を踏まえなければ、取調べの時点では明らかではないので、逮捕前の取調べに ついて具体的にどのような場合を録音・録画義務の対象とするかの範囲を法律上明確 に画することは極めて困難であると考える。そのことから、今回、この義務の対象の 範囲とはしていないわけであるが、もとより、逮捕前の任意同行の段階での供述とい うものについて、また、そこで例えば、当初の否認から自白に転じているような場合、 この場合にそのときのその自白という供述の任意性というのは非常に重要な問題であ る。もちろん、そこに録音、録画の記録媒体があればその任意性というものは立証が なされやすいし、また、そこに問題があればその任意性を排除できるという意味で、 その記録媒体がそこの時点で存在するということが非常に有用であろうかと思う。そ んなことから、捜査機関の義務付けという形では今回していないが、近時の実務では、 供述の任意性をめぐって争いが生じた場合にはやはり取調べの録音・録画記録による 的確な立証というものが求められている現状にあるので、例えば検察当局においては、 そういった公判の立証に責任を負う立場としては、後に立証ができるようにするため に、その運用による取調べの録音、録画というものを積極的に取り組んでいるわけで あり、実際にその事案に応じて、逮捕前の任意段階の被疑者の取調べについても録音、 録画を実施しているものと承知している。そのために、その被疑者の供述が立証上重 要である事件などにおいては、法律の定めを超えて、検察の運用によって任意段階の 被疑者の取調べについても必要な録音、録画というものが行われることとなるものと 考えている。」旨の答弁があった16。

(2) 合意制度等の導入

ア 合意の過程に録音・録画を義務付けていない理由について

衆議院法務委員会における質疑において、協議・合意の手続の適正化のため協議の経 過を可視化する必要性が問われたが、協議に至る過程の記録を行い、保管することな

¹⁶ 第190回国会参議院法務委員会会議録第14号8~9頁(平28.5.19)

どについては、附帯決議¹⁷にとどまり、検察庁内部の指示文書等で周知徹底¹⁸されることとなった。このため、合意制度において、合意の過程に録音・録画を義務付けていない理由が問われた。

これに対し、法務省からは、「合意制度における協議であるが、これは検察官と被疑者、被告人及び弁護人、この三者が合意に向けて言わば交渉を行う場である。仮にその場面の録音、録画を義務付けた場合には、この三者が自由に意見を交換しながらそれぞれ合意をするか否かというものを見極めるという協議の機能が大きく阻害されることとなろうかと思われる。また、この協議の過程で被疑者、被告人からの供述を聴取することができるわけであるが、協議においては、被疑者、被告人は、弁護人が必要的に関与する中で、言わば交渉の相手方である検察官の対応、出方も踏まえながら、どの時点でどこまで具体的に供述するかを主体的に判断しながら供述していくことになる。そのために、供述の聴取に当たり、その自由を侵害するような不適正な方法が取られ得る場面ではなく、被疑者、被告人は、弁護人と十分に相談した上で、その時点でどこまで供述するかどうかを言わば戦略的に考えながら供述することから、協議においてどのような経緯で供述がなされるに至ったかということについては基本的にその後の供述の信用性とは関連しないものと考えられる。したがって、協議の過程について録音、録画を義務付けることは適切でもなく、また必要性も乏しいと考えている。」旨の答弁があった。。

イ 裁判所が検察官の求刑より重い刑を科した場合について

本法律案により導入される合意制度は、検察官が、弁護人の同意を条件に、被疑者又は被告人が他人の犯罪事実を明らかにするための供述等をし、検察官が不起訴や特定の求刑等をする旨の合意をすることができるものであるが、検察官と被疑者又は被告人が求刑についての合意をした場合において、被告人の合意に基づく義務を履行した後、検察官が被告人の事件において合意どおりの求刑をしたが、裁判所がこれより重い刑を言い渡した場合に合意がどうなるのかが問われた。

これに対し、法務大臣からは、「このときは、被告人は合意から離脱することが可能である。検察官の求刑は量刑についての意見であって、裁判所の量刑判断を拘束するものではなく、実務上、裁判所の量刑判断に当たって重要な判断資料の1つとなるものである上、実際にも求刑より重い刑が言い渡されることはまれである。したがって、検察官が特定の求刑をすることを内容とする合意は、いずれも被疑者に他人の刑事事件の捜査、公判に協力することの動機付けを与えるものとして十分に実効性を有すると考えられる。もとより、その合意は裁判所の判断を拘束するものではなく、被疑者

[「] 衆議院法務委員会の附帯決議では、「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の実施に関し、検察官は、合意をするため必要な協議に際しては、自由な意見交換などの協議の機能を阻害しないとの観点をも踏まえつつ、日時、場所、協議の相手方及び協議の概要に係る記録を作成するとともに、当該合意に係る他人の刑事事件及び当該合意の当事者である被告人の事件の公判が終わるまでの間は、作成した記録を保管すること」とされた。

¹⁸ 第189回国会衆議院法務委員会議録第35号4頁(平27.8.5) 林法務省刑事局長答弁

¹⁹ 第190回国会参議院法務委員会会議録第7号5頁(平28.4.14)

としても当然そのことを認識した上で合意をするか否かを判断することとなる。被疑者の中には、そのような不確実な合意を望まない者も存在し得るところであり、その場合にはそのような合意は成立しないこととなるが、そうであるからといって求刑についての合意が一般的に機能しないこととなるわけではなく、先ほど申し上げたことに鑑みると、その合意は実効的に機能し得るものと考えている。」旨の答弁があった²⁰。

ウ 衆議院における修正で追加された合意をするか否かの判断に当たっての考慮事情の 明記の実効性について

衆議院法務委員会において、合意制度における虚偽供述による巻き込みを防ぐため、 検察官が合意をするか否かを判断するに当たって考慮すべき事情として合意に関係す る犯罪の関連性の程度を明記するという修正が行われたが、被疑者等の犯罪との関連 性を考慮するということだけになっているため、犯罪の関連性が全くなくても合意が できるのではないかという指摘についての法務省の見解が問われた。

これに対し、法務省からは、「被疑者、被告人が証拠を提供することができる他人の 刑事事件、これについては共犯者等の事件である場合が多いと思われるが、必ずしも それに限定されるわけでなく、被疑者、被告人が他人の刑事事件について重要な証拠 となるべき情報を提供する場面というものは様々であると考えられる。そのために、 制度上は両事件の間に関連性がない場合に合意をするということについては否定をし ていない。このことは、衆議院における修正後の条文の下でも基本的に同じである。 もっとも、例えば被疑者、被告人の事件と他人の事件との間に何らの関係もない場合 には、被疑者、被告人がその当該他人の事件について捜査機関に提供できるような情 報を持っていないことが多く、仮に何らかの情報を持っていたとしても断片的で簡潔 なものにとどまるのが通常であり、これを基に裏付け証拠を収集するということも困 難なので、そういった被疑者、被告人の情報について信用性を肯定する事情というの は認められにくい問題があると思われる。また、その供述者は、自己の犯行について は供述することがなく、そもそも当該供述をすることによって不利益を受けることが ないことになるわけであるが、そういった事情というのは、供述をすることにより不 利益を受け得る場合と比較すると、一般にその信用性に対してはやはり疑問あるいは 警戒心を抱かせることとなると思われる。そのために、裁判所においては、この被疑 者、被告人の供述等についての信用性の判断というのは一層慎重に行われることにな るわけであり、検察官としても同様にその信用性の判断を一層慎重に行わなければい けないこととなり、基本的に被疑者、被告人から全く無関係の他人の刑事事件に関す る供述等を得るために合意をすることはないものと考えられる。したがって、衆議院 による修正においては、検察官が合意をするか否かを判断するに当たっての考慮事情 として関係する犯罪の関連性の程度というものが明記されたわけだが、これによって、 今回の合意制度が利用される場面として基本的に想定されるのは、共犯事件など両犯 罪の間に関連性が認められる場合であるということが十分に示されることになったも

²⁰ 第190回国会参議院法務委員会会議録第 9 号18頁(平28. 4.21)

のと理解している。」旨の答弁があった21。

(3) 通信傍受の合理化・効率化

ア 通信当事者に対する通知が行われない場合でも通知を行う必要性について

通信傍受法では、捜査官が傍受をした通信はすべて傍受の原記録に記録されるとともに、傍受記録を作成し、その傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨を書面で通知しなければならないことが規定されている。その一方、傍受した通信でも、該当性判断のために必要最小限の範囲で通信の一部を傍受したが、それが犯罪に関連せず、傍受すべき通信等に該当しなかった通信は、傍受記録に記録されず、通信の当事者に対して通知を行うことにはなっていない。このため、本法律案で、通信傍受の対象事件の範囲を拡大し、新たな傍受方式を導入することにより、捜査機関の施設において通信事業者が傍受に立ち会わなくても傍受が実施できることとなるため、捜査官が該当性判断のために必要最小限の範囲で通信の一部を傍受することを繰り返し行うことで、情報収集等を行うなど、警察による濫用の懸念が指摘された。このような濫用を防ぐため、捜査官がある通信を傍受したときに、それが犯罪に関連せず、傍受すべき通信等に該当しなかった通信として、その当事者に対する通知が行われないと考えられる場合であっても、通信の傍受を行ったら必ず相手方に通知を行う必要性が問われた。

これに対し、法務大臣からは、「現行の通信傍受法は、第23条第1項において、傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨等を書面で通知しなければならないとされている。他方、傍受をした通信であっても、傍受記録に記録されたもの以外のもの、すなわち該当性判断のために必要最小限の範囲で一部傍受をしたが傍受すべき通信等に該当しなかった通信の当事者に対しては、通知をすることはしていない。これは、傍受記録に記録されない通信、すなわち傍受すべき通信等以外の通信については、該当性判断のために必要な最小限度の範囲で通信の一部を断片的に傍受するにとどまり、それのみの通話の記録は消去して捜査機関の手元には残されず、その後の刑事手続において使用することはできない上、仮に傍受記録に記録されたもの以外に対しても通知を行うとした場合には、通知を行うだけのために犯罪と関係のない通信の当事者を特定する捜査を行う必要があり、かえってそのプライバシーを侵害するおそれがあって適当ではない。また、犯罪に関係のない通信の当事者にまで広く通知をすることは、当該通信手段が捜査の対象となっていることを知らしめることとなり、被疑者等の名誉やプライバシーの観点からかえって不利益になる、そのように考えられることを考慮したものである。」旨の答弁があった22。

イ 第三者機関により傍受した通信の記録等をチェックする仕組みについて

通信傍受法では、捜査官が該当性判断のために必要最小限の範囲で通信の一部を傍受

²¹ 第190回国会参議院法務委員会会議録第13号18頁(平28. 5.12)

²² 第190回国会参議院法務委員会会議録第 9 号15頁(平28. 4.21)

したが、犯罪に関連した通信がない場合には、通信の当事者に通知が行われない制度になっており、制度的に濫用を防止できないが、その欠陥を補う仕組みとして、捜査官が傍受した通信は全て傍受の原記録に記録されるため、この原記録を検証し、濫用に及ぶ傍受があるかないかということをチェックするような第三者機関を設ける必要性が問われた。

これに対し、法務大臣からは、「捜査機関から独立した第三者によって構成される機関が傍受をした通信の記録等をチェックするような仕組みについては、他の適正確保措置に加えてこのような仕組みを設ける必要性に疑問がある、また、令状に基づく捜査の適正確保は司法手続によって図られるべきであり、第三者機関を行政府に設けるとすると行政権と司法権の関係で問題を生じるという異論がある。捜査機関が通信傍受を行うためには裁判官が発付する傍受令状が必要となる上に、傍受をした通信は全て記録され、その記録は裁判官に提出され、傍受の適正が争われた場合には判断のための資料となる。また、通信の当事者に対する通知、通信傍受に関する処分に不服がある者による不服申立て、裁判所による通信傍受に関する処分の取消しなどの手続も設けられている。通信傍受を行うためには裁判官による厳格な審査を受ける必要があるとともに、事後的にも傍受が適正に行われたことを司法手続により確実に検証することができる仕組みが設けられており、捜査官による違法な傍受を抑止することができるため、更に第三者機関を設ける必要はないものと考えている。」旨の答弁があった23。

ウ 警察施設において通信傍受を行う際の指導体制について

本法律案により導入されることとなる特定電子計算機を用いて捜査機関の施設において通信傍受を行う場合に、通信事業者等による立会いが無くなることに対する濫用の 懸念に対し、警察庁としては、通信傍受の開始前、実施期間中、そして終了の各段階において必要な指導を行うとしていたが、その具体的な内容が問われた。

これに対し、警察庁からは、「前提として申し上げたいのは、警察施設で通信傍受を行う場合であっても、全ての傍受結果を機械的かつ確実に暗号化処理をして記録するなどの特定電子計算機の有する機能により現行法で立会人が果たす役割は漏れなく代替をされることから、傍受の適正性は確実に担保をされると考えている。もっとも、新たな方式による通信傍受においては技術的に高度な機器を使用することなどから、その適正かつ効果的な実施を担保するため、専門的知見を有する職員が必要な指導を行う体制を整えるということを検討をしている。体制や指導方法を含む具体的な運用の在り方については今後検討をしていきたいと考えているが、例えば、警察本部の適正捜査の指導を担当する警察官等で通信傍受を実施する事件の捜査に従事していない者、その事件を直接担当していない者に、必要に応じて、傍受の実施の現場等において法令、手続面の指導や機器の設定、接続等技術面の指導を行わせることなどを想定しているところである。」旨の答弁があった24。

²³ 第190回国会参議院法務委員会会議録第11号21頁(平28.4.28)

²⁴ 第190回国会参議院法務委員会会議録第7号13~14頁(平28.4.14)

6. おわりに

本法律案の成立・施行により、今後の捜査や公判の在り方が大きく変わることとなり、 裁判員制度と並ぶ、戦後の司法制度の大転換⁵⁵となる。

本法律案の参議院法務委員会の審査に入る直前の平成28年4月8日、宇都宮地方裁判所において、平成17年に栃木県今市市(現日光市)の小学1年の女児が殺害された事件(以下「今市事件」という。)の裁判員裁判で有罪判決が言い渡された。被告人は別件で逮捕・起訴された後の勾留中に殺害を自白し、その後殺人容疑で再逮捕された。法廷では、殺害を認める供述をする被告人に対する取調べの録音・録画が流され²⁶、有罪を言い渡した裁判員の心証に大きな影響を与えたということであったが、最初に自白した場面の記録は残っておらず、被告人側は「任意段階の取調べで自白の強要があった」と主張した²⁷。

委員会審査では、今市事件における最初に自白した場面が記録されていない「部分可視化」の問題、すなわち逮捕前や起訴後の任意の取調べを録音・録画制度の対象外としていたことが取り上げられ、取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を見直し、えん罪を防ぐための取調べの録音・録画制度の導入が、新たにえん罪を生むおそれがあるとする点に議論の重点が置かれた。また、合意制度等と証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入が濫用されると、被告人の弁護が十分になされないまま判決に至るという事態を生むという懸念も指摘された28。合意制度の運用についても、その行方を注視したい。

本法律案に対しては、衆議院において、施行3年後の法律案全体の見直し規定を追加する修正が行われた。政府においては、国会審議を通じて示された各懸念について、これを真摯に受け止め、今回創設された取調べの録音・録画制度や合意制度、対象犯罪の拡大や立会人を必要としない新たな傍受方法が導入される通信傍受法のそれぞれの運用状況29を検証して、新たな刑事司法制度全体の質的向上が図られることが望まれる。

【参考文献】

- ・重松弘教「被疑者取調べをめぐる最近の動向と今後の在り方(1)」『警察学論集』 第65巻第12号(2012年)
- ・重松弘教「被疑者取調べをめぐる最近の動向と今後の在り方(2・完)」『警察学論 集』第66巻第1号(2013年)

(とうじょう かずみち)

^{25 『}中国新聞』(平28.5.22)

²⁶ この事件は、被告人の犯行だと裏付ける客観的な証拠が乏しく、法廷では取調べの様子を映した映像が7時間以上にわたって再生された。『朝日新聞』(平28.6.2)

^{27 『}毎日新聞』(平28.5.26)

²⁸ 第190回国会参議院法務委員会会議録第14号16頁(平28. 5.19)

²⁹ 施行日は、取調べの録音・録画制度の創設:公布の日から起算して3年を超えない範囲内で政令において定める日、合意制度の創設:公布の日から起算して2年を超えない範囲内で政令において定める日、通信傍受の対象犯罪の範囲の拡大:公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令において定める日である。